

平成 28 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 4 回臨時会 9 月 30 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

平成 28 年第 4 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
臨時会 会議録

平成28年第4回奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程第1号

平成28年9月30日（金）午前11時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第1号 平成28年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第1号 平成28年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員（12名）

| | | |
|------|-----|-------|
| 議 長 | 渡 辺 | 忠 君 |
| 1 番 | 千 葉 | 敦 君 |
| 2 番 | 廣 野 | 富 男 君 |
| 3 番 | 及 川 | 佐 君 |
| 4 番 | 菅 原 | 圭 子 君 |
| 5 番 | 有 住 | 修 君 |
| 6 番 | 高 橋 | 政 一 君 |
| 7 番 | 阿 部 | 加代子 君 |
| 8 番 | 中 澤 | 俊 明 君 |
| 9 番 | 今 野 | 裕 文 君 |
| 10 番 | 千 葉 | 正 男 君 |
| 12 番 | 千 葉 | 和 美 君 |

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

欠席議員（1名）

11 番 内 田 和 良 君

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

説明のための出席者

管 理 者 奥 州 市 長 小 沢 昌 記 君

| | | |
|---------------|---------------------------------|-------------|
| 副 管 理 者 | 金 夕 崎 町 長 | 高 橋 由 一 君 |
| 副 管 理 者 | 奥 州 市 副 市 長 | 江 口 友 之 君 |
| 監 査 委 員 | | 朝 倉 栄 君 |
| 事 務 局 長 | | 渡 辺 和 也 君 |
| 企 画 総 務 課 長 | | 鈴 木 敏 郎 君 |
| 施 設 管 理 課 長 | | 菅 原 優 君 |
| 会 計 管 理 者 | 兼 出 納 室 長 | 安 倍 副 君 |
| 施 設 管 理 課 主 幹 | | 志 村 幸 弘 君 |
| 消 防 長 | | 阿 部 保 之 君 |
| 消 防 次 長 | 兼 予 防 課 長 | 千 田 光 男 君 |
| 消 防 総 務 課 長 | | 小 野 寺 和 則 君 |
| 消 防 救 急 課 長 | | 菊 池 亮 君 |
| 水 沢 消 防 署 長 | | 平 裕 司 君 |
| 江 刺 消 防 署 長 | | 千 葉 直 君 |
| 消 防 救 急 課 主 幹 | 兼 通 信 指 令 室 長 | 宮 本 茂 利 義 君 |
| 消 防 救 急 課 主 幹 | 兼 危 機 管 理 室 長 | 及 川 一 彦 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課 長 補 佐 兼 企 画 係 長 兼 介 護 医 療 係 長 | 菊 地 耕 也 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 | 松 田 好 正 君 |
| 消 防 総 務 課 | 課 長 補 佐 兼 人 事 係 長 | 志 和 純 君 |
| 施 設 管 理 課 | 課 長 補 佐 兼 水 質 保 全 係 長 | 千 葉 美 隆 君 |
| 施 設 管 理 課 | 課 長 補 佐 | 岩 淵 充 君 |
| 企 画 総 務 課 | 副 主 幹 兼 総 務 係 長 | 馬 場 隆 君 |
| 施 設 管 理 課 | 副 主 幹 兼 管 理 係 長 | 藤 原 丈 司 君 |



議 事

午前11時 開議

○議長（渡辺忠君） これより平成28年第4回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席通告者は11番内田和良議員であります。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、9番今野裕文議員、10番千葉正男議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、お手元に配付した予定表のとおり本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

行政視察報告及び監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

なお、今期臨時会に提出のため管理者より議案1件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第4、議案第1号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 議案第1号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページ、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、建設を予

定しているごみ焼却施設の発電設備と、東北電力株式会社の電力系統との接続検討の申込手数料の追加、ごみ焼却施設長寿命化事業の業務委託に係る技術支援等業務委託料の追加、消防指令センター設備等の保守管理委託費用算定及び仕様書作成に係る業務委託の実施による消防通信指令事務協議会経費負担金の追加について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336万4,000円を追加し、補正後の予算総額を31億4,554万6,000円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。7ページ、8ページをお開き願います。歳入についてであります。1款分担金及び負担金、1項分担金は336万4,000円の増額であります。

9ページ、10ページをお開き願います。次に、歳出についてであります。4款衛生費、2項清掃費は、長寿命化計画策定等技術支援業務委託料の追加などで、260万3,000円を増額するものであります。

5款消防費、1項総務管理費は、消防通信指令事務協議会経費負担金の追加で、76万1,000円を増額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） これより質疑に入ります。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 何点かお伺いをいたします。

まず、ごみ焼却施設長寿命化事業の業務委託にかかわる技術支援等業務委託についてでございますけれども、この技術支援のお願いですね、アドバイザーの発注というのは必要だというふうに思います。やはり専門的見地から第三者においてこの業務をしっかりとチェックしていただくということは大事なことだと思いますので、この技術支援の業務をお願いするということは大変いいことだというふうに思います。しかし、その委託のお願いですね、契約のあり方ですけれども、先ほど全員協議会の中でさまざまご説明をいただいております。ただ、随意契約ということですから、本来は競争入札を基本とするわけでございますので、随意契約とする場合におきましてはなぜ競争入札に適さないのかというところを明確にさせていただき、恣意的ではないというところを明確にご説明を議場の中でもしていただければというふうに思います。

それから、この業務委託に関連してですけれども、当組合にも技術職の方々がおられまして、さまざまな業務に当たっていただいているわけでございますので、やはり当組合の技術の方々のご意見も取り入れながらこの業務に当たっていただければというふうに思いますけれども、このお考えについてお伺いをいたします。

それから、ごみ焼却施設長寿命化事業における発電設備の設置に関してお伺いをいたします。今回接続検討申込手数料21万6,000円が追加されるわけでございますけれども、この申請

にかかる日数につきましてどの程度かかるのか、お伺いをいたします。

それから、組合では発電をするけれども、売電を予定していないということになっておりますけれども、この理由についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） それでは最初に、技術支援業務の随意契約をする場合の競争入札に付することができない理由ということであります。まず、この点につきましては、1つは私ども今回の全国都市清掃会議を選択するに当たりましては、地方自治体、あるいはこういった地方公共団体、特別地方公共団体の業務をこれまでも請け負って、確実にそうした団体の側の利益に立ってアドバイスをいただける団体というのは、全国にそうあるものではないと思っております。その中でも特に、では九州や大阪の業者はどうなのかということは、検討の素材としてはありましたが、現実的な問題として何度も私どものこの奥州市のほうに足をお運びいただき、その都度アドバイスを頂戴するということになれば、最少の経費で最大の効果を得たいという思いと、もう一つはやはり私ども奥州金ヶ崎行政事務組合のこれまでのさまざまなごみ焼却施設の運転等に係る経過をよくご存じの団体をお願いをするということが至極妥当な判断であるというふうに私どもは考えております。したがって、この全国都市清掃会議は、私どもがこれまでずっと会員としても加盟してきておりまして、これまでのさまざまな施設整備の経緯や、あるいは運転管理に係るさまざまな研修会業務についてもその都度この全国都市清掃会議からアドバイスをもらい、相談に乗っていただいている。そういったこれまでの経過を見ても、この団体に委託をするということが今回の長寿命化の計画に当たっては、私どもの立場に立ってアドバイスをもらう、最大の利益を得るために適当な団体ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、技術職の意見を取り入れるということを考えていないかというお尋ねでありました。この点については、議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。私どももこれまで長寿命化計画の策定途中に当たって、現場で働く職員を含めて全部で8名の組合の中におけるプロジェクトチームを立ち上げて、議論をしてまいりました。必要に応じては、その都度財政の担当の者や、あるいは私、事務局長もその会議の中に入り、実際に現場で何を更新をし、何は我慢ができるのかというふうな議論を積み上げてきているところでございます。しかしながら、今議員からのご意見もございましたので、今後こういった点については十分に意見を取り入れながら、今年度から雇用しておりますボイラータービン主任技術者という専門的な知見をお持ちの職員もおりますから、そういった方の意見なども取り入れて、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。

2点目のごみ焼却発電に係る接続検討の東北電力へ今回申請をするわけでありましてけれども、回答が来るまでの日数の見通しということかと思っております。これにつきましては、東北電力が現在公表しておりますのは、申請書類が全て整ってから3カ月が一つのめどというふうに公表しております。しかしながら、これまで東北電力と内々で話をしてきた経過からしま

すと、いわゆるかがみの書類だけではなくて、東北電力が全て必要だという書類が全部整った暁から初めて書類は受理されるというものであります。したがって、それまでの期間をできるだけ短くして、東北電力にはなるべく早くそういった電力が判断できるだけの必要な設計図書を整えて提出をし、なるべく早くこの3カ月間という中でご判断をいただく、そういったことを努力していきたいというふうに考えております。ですが、実際には電力でも今申請件数が多くて、3カ月で回答し切れていないという側面も一方ございますので、この点については今後さまざまな場面を通じて働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

それから、売電の問題についてでありますけれども、今回私どもごみ焼却発電でつけようとしております発電機は、基本的にはごみ焼却施設とし尿処理施設と、それからこちらの粗大ごみの処理施設、そして事務管理棟の、この4つの施設を賄えるだけの電力を発電できる、そういう発電機をつけようというのがまずは第一目的であります。これは、昨年来説明を申し上げておりますように、東北電力の商業電力が途絶えても、ごみがある限りこの施設はその運転が継続できる体制を整えて、住民の皆様方に安全、安心をより強めていきたいというのが狙いであります。したがって今このところは東北電力への売電は、余剰電力は発生するかもしれませんが、基本的にはこの売電はしないということを予定しているというものであります。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時13分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） まず、技術支援の業務の委託につきましては、競争入札には適さないというその一定の説明をいただいたところではあります。しかし、業務委託料につきましては、この金額が適正な金額なのかどうかという判断はどのようにされたのかお伺いしたいと思います。やはり随意契約に付す場合でも、2者以上からの見積もりを徴すことが必要であるというふうに言われておりますので、この委託料が適正かどうかというご判断の説明をいただきたいというふうに思います。

それから、この委託料における委託をお願いする期間についてもお伺いをしたいというふうに思います。

それから、発電設備の設置にかかわることについて再度お伺いをしたいというふうに思います。余剰電力が発生するけれども、売らないと、売れないということなんでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。どのくらい余るといいますか、売れる状況なのか、そ

の点もおわかりであればご説明をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） お答えいたします。

まず、今回予定とまいましようか、見積額をはじくに当たって、その金額の妥当性の判断はどこにあったのかというお尋ねだろうというふうに思います。この点につきましては、まず1つは私ども今回全都清から見積もりが上がってきました際に、参考までにもう一つは環境省からさまざまな業務を委託している財団法人である日環センターというところからも参考までに見積もりをとりました。あわせて、今回全国都市清掃会議が算定をしましてさまざまな労務費の単価が岩手県の労務費単価と比べて高いのか、安いのかという判断もしました。いずれも日環センターよりも全国都市清掃会議の見積もりは安く、また岩手県が定めている労務費単価も、岩手県の単価よりも全国都市清掃会議の見積もりとしてはじめてまいりました労務費単価はいずれも金額の安いものでありました。また、今回この全国都市清掃会議が手がけました他の地方自治体のところにも電話をかけて、それぞれ何回程度アドバイスを受け、委託費用は幾らであったのかということ参考までにこれも聞き取りをしております。こういったさまざまな手段を使って、今回全国都市清掃会議が出してまいりました見積額というのは、私どもとしては適切な金額ではなかろうかというふうに判断をして、今回予算をお願いしているというものでございます。

なお、改めて申し上げますけれども、今回見積額が契約額ということではなくて、あくまでもこれからこの額を参考に予定価格をつくり、それぞれ全国都市清掃会議から見積書をも一度出し直していただくという作業が発生するのは当然の契約までの手続でありますので、お知らせをしておきたいと思っております。

それから、契約期間でありますけれども、今回予算が通りました暁には、10月4日に早速全国都市清掃会議と第1回目の打ち合わせを持ち、そうした契約に至るまでの手続の打ち合わせを行い、早急に契約を結び、来年の29年3月31日までを契約工期とする契約を結びたいというふうに考えております。

それから次に、発電設備の問題であります。現在私どもが予定しておりますごみ焼却発電の発電機の定格出力と呼ばれているものでありますけれども、これは毎時1,800キロワットの電気を発電できる定格出力量の発電機を設置しようと考えております。現在、これまでいろいろ波がありますけれども、4つの施設で大体使っている1時間当たりの電力消費量は1,500キロワット前後で推移しておりますので、単純な計算を言いますと毎時二百数十キロワット、もしくは300キロワットぐらいが余剰電力としてはある。これは机上での計算です。ですが、現実的にはごみのカロリー量の変化やさまざまなことがあって、定格出力を100%フル稼働するということがなかなか難しいというのもこれまでの先例事例で明らかでありますので、この点はおおよそ机上の計算はそのくらい余剰電力は出るかなとは思っていますが、実際の運

転場面ではもう少しこの量は縮まってくるものというふうに考えております。

そういった中ではありますけれども、現在東北電力とご協議を申し上げておりますのは、これまで我々の目的はあくまでも所内の電力を賄うという方針でありましたので、そういうことで相談をしておりますが、実は東北電力のほうの側におきましても、現在青森県、秋田県、岩手県については、こういった新しい発電所が東北電力の電線につながっても、なかなかその電力を受け入れるということがすぐすぐできないという状況にある。これは、皆さんもご存じだと思いますが、太陽光発電やさまざまな発電事業者がとりわけ北東北3県の中における東北電力の送電網の中で受け入れきれただけ以上のものが今申請をされておまして、この点がなかなかそういった設備を、変電所や電線の設備を増強しないと、すぐすぐ受け入れることができかねるというふうなご返事をいただいております。ですが、この点につきましては、ぜひ私どもも何とかならないかなというふうには思っております、今後機会を捉えて東北電力と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） まず、技術支援の業務委託につきましては随意契約、それから業務委託料に関しましては了解をいたしました。

あと、発電設備の設置にかかわる件でございますけれども、余剰電力に関しましてはやはり売ってお金を得られるのであれば、そのようにするのが一番いいと思います。法律的にも買うということが基本に電力さんのほうなっているというふうに思いますので、そこは送電網、東北電力がお金をかけなければならないので、そのことでなかなか買えないよというふうに言われているようでございますので、そこは当組合にとっては買っていただくのが一番いいということでございますので、ぜひご努力いただければというふうに思いますけれども、この点お伺いして終わります。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 基本的には、再生可能エネルギーがかなり東北電力さんが見込んである以上に多いということ。今阿部議員がご指摘されたとおりの状況でございますけれども、私どもとすれば安定的に昼夜問わずお渡しできる電気というのはなかなか価値があるのではないかと今勝手に思っているわけですが、そのことも踏まえ、私どもの思いについてはしっかり協議をして、でき得る限り、それが結果として住民サービスにもつながる分になりますので、努力を重ねてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） 先ほどから問題になっていますごみ焼却施設長寿命化のアドバイザーの業務委託料についてですけれども、随意契約にする意味として何点か理由を挙げられたと思うのです。今度随意契約したいところに関しては、経過をよく知っている、組合側の立場に立っている、地理的経費、時間等が節約できると、こういうお話だったと思います。あわ

せて、日環センター等の見積もり等も参考にしていると、あるいは労務費の単価も安いと、このようなこともおっしゃっていましたが、競争にする場合でも経費とか、あるいは立場に立っている、地理的経費等々は一定の条件をつければ競争も可能だと、随意契約にするという理由には直接的にならないのではないかという点がどうしても考えざるを得ないのです。

あわせて、日環センターというのは、具体的な見積もりを参考として、これは資料として提出できないのでしょうか。いずれこれが参考であることによって、随意契約と直接関係ないわけですので、この資料についてはぜひいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） まず、後段のほうからでありますけれども、私ども参考までに徴しております他の団体、もしくはもっと言えば当該の今予定をしております全国都市清掃会議の見積書についても、契約が終わった暁にはそういった情報開示の求めに応じることは可能かというふうに思っております。

それから、前段の部分であります、いわゆる競争入札が可能ではないかというお尋ねでありますけれども、私ども今回の業務を行うに当たって、業者選考の最大のポイントは私どもの事情をよく知り、私どもの立場に立って業務を見ていただくということが業者を選考する際の最大のポイントであります。したがって、金額が高い、安いということだけで業者を選考してしまいますと、例えば私どものさまざまな実情をよくご存じのない方がまたアドバイザーということになれば、いわゆるコンサルタントを2つ持って、さあ、どうしますかというご相談を申し上げるというふうな事態になりかねないというふうに私どもは考えました。したがって、今回全員協議会でも管理者が申しあげましたように、コンサルタントをもう一つ頼むというのではなくて、あくまでも私どもの側の立場に立って、私どもの利益のためにプラントメーカーやコンサルタント会社と渡り合って、本当に私どもが必要としているものをご判断いただいてやっていただくということがアドバイザーの役目というふうに思っておりますので、その点では当該の全国都市清掃会議以外に他のところをお願いをするということは大変難しいのではなかろうかというふうに考えたところであります。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） アドバイザー契約する場合は、どこでも組合の利益にとって、立場に立って行うというのは、これは当たり前でありまして、それは別にこの会社だけの問題ではない。常にそれは当然のことです。なおかつ、信頼がおけるかどうかというのは、我々にはわかりにくいところであって、やりとりしながら会員としてやってきたということは、我々としてなかなかそれは形として見えるものではありません。言われたように、それは一つの考え方であるかもしれませんが、それを理解しろというのはなかなか難しいことなのです。ですから、競争でもそういうさまざまな条件、極力組合側の立場に立って業務をする

いうのは当たり前のことでありますけれども、あるいは先ほど若干出ましたが、大阪の交通費も含めてどうだこうだという経費も含めまして、それは一定の条件を付せば不可能ではないというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） まず、今回のアドバイザー契約は、繰り返しのなっていますけれども、私どものこれまでの運転や修繕の経歴や、奥州金ヶ崎行政事務組合が平成6年にこのごみ焼却施設を建てて以来、さまざまな事故やトラブルを抱えながらここまで来ている。そのことのさまざまなことがよくわかっていらっしゃる方に今回の基幹改良工事のアドバイザーをお願いすると。つまりプラントメーカーやコンサルタント会社とは別な、私どもの意見をいわば代弁していただくという点では、この全国都市清掃会議が私どものこれまでの事情を一番よく知っていらっしゃるのので、その点でこの業者が適当であろうというふうに判断をしたというものであります。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 今の技術支援業務について説明ありまして、私もそのとおりでと思いますけれども、先ほどの全員協議会の中でも局長は、組合の中では、先ほどの説明の中で、地方の市町村あるいは一部事務組合では技術力の確保や維持が難しい、そんな中でコンサルやプラントメーカーの主導にならないようにということで、この支援業務を委託するのだという説明、そして今の説明ありましたが、そのような技術支援の業務が必要であるのであれば、当初から予算に組み込むものではないかなと思いますが、その辺の当初に組み込まないで補正のここに至ったという点についてももう一度改めて伺います。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） お答えいたします。

まず、今回のアドバイザー契約を改めて結ぶ必要があるかどうかという判断の一番最初のスタートは、やはり皆様方に5月の臨時議会においてお願いをしました低価格入札でありました、その取っかかりはですね。失礼、7月であります。7月の臨時議会においてお願いをした事案であります。というのは、私どもこれまで、例えば今回の長寿命化計画の業務の委託一つとっても、いろいろな業者から見積もりをとって妥当だと思っていた予算、3,000万円というのが、入札をした結果、24%弱で落札をしたと。実際にいろいろよそのところを聞いてみると、やはり高いところ、安いところあって、それぞれの実情に応じて、あるいはそのタイミングでコンサルタント業者が東北で実績をつくりたいから特に安く入れたというようなさまざまな事情もあったりして、つまりどこが、どの程度が妥当なのかという判断がなかなか私どもではつきにくいという側面がある。そこがまず今回、私どもだけの判断ではなくて、もう少し経験を持っている、専門的な知見を持っている方に、我々のそばにいてもらってアドバイスをお願いする方がいたほうがいいのではないかとというふうに思い始めたのが

スタートであります。

それから、2つ目は、日産技術コンサルタントを含めて、プラントメーカーも含めて、いろいろの間長寿命化計画に係る協議を重ねてまいりました。そうしますと、コンサルタント会社はコンサルタント会社なりの考えがあり、あるいはプラントメーカーはプラントメーカーなりのいろいろな考えがあったりして、あれも直したほうがいい、これはこうしたほうがいいという話がさまざま出てまいります。そういう中で、さっき阿部議員さんからもお話ありましたように、私ども現場の職員などの話も聞きながら、ここは我慢できるけれども、ここは直したほうがいいよねというふうなことの意見がいろいろあった場合に、そこがでは他の施設と比べてはどうなのかとか、あるいは15年間を耐え得るだけに必要な改修なのか、あるいはここは我慢してもいいから別なところをやったほうがいいというふうなこういった選択がなかなか難しいなというのが実感としてこの間持ってきております。

したがって、そういったことなどから考えて、大変急なこういう補正予算をお願いしているわけでありますのであれなのですけれども、やはりここはいち早く私どものそばにいてさまざまアドバイスいただく方をつけることがよりいいものをつくる上で必要ではなからうかというふうに判断をさせていただいたものであります。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 今の説明は、そのとおりわかりましたけれども、やはりこのような大きな事業をやるわけですから、当初からそういったことは必要だという認識があったほうがよかったのではないかなと思いますけれども、実際進めてきてから必要性を感じたというその説明はわかりましたけれども、当初からそういう大きな事業をやるわけですので必要ではなかったのかなと思いますので、改めてその点伺います。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 千葉議員さんがおっしゃる、そういうことであれば当初からアドバイザーを置くということがなぜ考えられなかったのかというお尋ねであろうと思えますけれども、この点につきましてはなかなか当初予算の段階で思いを至らすことができませんでした。

○議長（渡辺忠君） 4番菅原圭子議員。

○4番（菅原圭子君） 2点お伺いたします。

最初に、長寿命化計画の委託の関係なのですけれども、全国都市清掃会議のところで、24年度から27年度までのいろいろ事業された市町村が出ております。先ほどの全員協議会の中では、それらのところからも情報を収集したということでございました。これらの内容についてはお示しいただくというか、そういうふうな状況の中でここで随意契約になったという、やはりいろんな意味で十分な検討をされたということがなければ納得できない部分もあると感じられますし、そうではないかというふうに思いますので、その点についてお伺いいた

します。

それから、売電の件で、1時間当たり1,800キロワットの電気がつくられるということでございまして、余分の分は売らないというふうなお話でございましたけれども、この点で、先ほどは行政組合内の4つの施設についての電気をそれで賄うということでございました。もう一つ、通称というか、ごみ温泉と言われている施設がすぐ近くにあるわけでございますけれども、その辺のところへの活用ですとか、送電ですとかということはお考えになられているのでしょうか、その点もお伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） お答えいたします。

まず、1番目のこれまで全国都市清掃会議が技術支援を行ってきた他の団体にどのような聞き取りをして、どういう結果であったのかということをお報告していただきたいというお話でありますけれども、簡単に言えば、私どもこの間聞いてまいりましたのは、おたくではどういった業務をお願いをし、何回ぐらい来ていただいて、委託料はお幾らぐらいでしたかというふうなことを、二、三でありますけれども、これまで聞いてきたというものであります。ですが、議員がぜひともということであれば、相手方が議会に対して公表することをどこまで了とするかという問題はありますけれども、できるだけお調べをして、議会の11月定例会にはまとめられるものについてはまとめてお出しをしたいというふうに思います。

それから、電力の余剰分を交流センターへ使うことができないかという問題でありますけれども、これは残念ながら電気の供給契約は1敷地1契約者ということになっておりまして、交流センターの契約はまた別な契約の形態をとっておりまして、この点について私どもの電気を向こうへ融通するということはできかねております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） 基本的に説明いろいろとございましたけれども、私まだまだ不十分だし、突然の時間のない間での議論ですので、これについては反対いたします。



○議長（渡辺忠君） 討論ですね。討論は終わっていますので、採決になります。よろしいですか。

○3番（及川佐君） はい。

○議長（渡辺忠君） それでは、採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成28年第4回奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。

午前11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年9月30日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 渡 辺 忠

9 番 今 野 裕 文

10番 千 葉 正 男

